

論文

福岡県における生産森林組合の活動実態*¹大田真彦*²

大田真彦：福岡県における生産森林組合の活動実態 九州森林研究 74：1-4, 2021 本研究では、福岡県を事例とし、生産森林組合の活動実態の量的把握に貢献することを目的とした。国税庁法人番号公表サイトで得た住所情報を元に調査依頼書を送付し、回答があった11事例のデータを用いた。多くの事例で、保育など、何らかの活動を実施していた。県や市からの補助金も活用されており、森林整備の主体として実態的に活動していた。また、林業収入よりも、非林業収入（借地料）や、過去に土地などを売却して得た資産の重要性が明らかとなった。非常に多額の収入を得ている、あるいは資産を持っている組合も存在し、非林業収入の有無での、二極化傾向が示唆された。他方、収入がない場合でも、必ずしも解散ないし組織変更となるわけではないし、また、収入があっても解散ないし組織変更を選ぶ事例も見られた。各事例の状況は多様性に富んでおり、政策的な観点からは、各団体が、自分たちの状況に合わせて、主体的に選択を行えるような支援が望ましいと考えられた。

キーワード：入会林野、生産森林組合、認可地縁団体

I. はじめに

歴史的に、入会林野で得られる様々な資源は、村落と農村生計の維持に不可欠なものであった。しかし、戦後の燃料革命や拡大造林政策の進展に伴い、農山村住民と森林との関係性は変化し、入会林野を取り巻く状況も変化していった（山下, 2011）。

「入会林野近代化法（1966年）」以降、入会林野整備事業が実施されてきた。これらは、入会林野の農林業上の高度利用が、従来の入会的権利関係によって阻害されているという認識に基づき、入会権の解体・消滅を行うものであった。手続きとして二段階あり、第一段階として、入会権者全員の合意に基づき、入会権を消滅させ、住民の権利を、民法上の「共有」に切り替えた。第二段階として、各世帯が個別経営を行う場合は、持分に応じて、共有物を分割し（いわゆる私有化）、近代的な協業体による法人経営を行う場合は、各世帯は持分を出資し、生産森林組合を設立した（半田, 1990）。

つまり、生産森林組合とは、近代的な法人による入会林野の林業経営を目指すためのものであった。しかし、生産森林組合の所有する森林では、民法上の権利としての入会権は消滅していることになるものの、実態として、従来の人間関係に基づく入会的な利用が継続される場合が多かったとされている（半田, 1990；川村, 2020）。また、法人としての性格も、「所有と経営と労働の一致」を理念とした自営原則に立脚していたため、一般の森林組合とは性格が異なっていた（半田, 1990）。

2018年度末時点で2,913組合が存在する（林野庁, 2019）。後述のように、近年、解散や、認可地縁団体への組織変更などにより、生産森林組合の数は減少傾向にある。

生産森林組合に関する先行研究では、林野の高度利用を行う機能団体としての実態の希薄さが指摘されている。そもそも、法人ではあっても、村落での既存の関係性を前提とした入会集団としての実態が強く、近代的な経営への内在的契機を欠いていた場合

が多かった（半田, 1990；2001）。また、林業の低迷により、経営体として機能することができなかったという結果論的な側面もある（半田, 2001；福島, 2013；山下, 2020）。

そして、材価の低迷、税負担の重さ、組合員の高齢化などの問題から、法人という形態を維持することに見切りをつけ、解散ないし組織変更する事例が報告されている（木下, 2009；高尾, 2010；山下, 2011；江溯, 2013；山下, 2014；河野ほか, 2018；山下, 2020）。組織変更の場合、大半は、変更先は認可地縁団体と報告されている。認可地縁団体は、地方自治法に規定されており、自治会、町内会などの地縁団体が市町村長の認可を受けた場合、法人格を取得し、不動産登記の名義人となることのできる。この制度が、解散後の生産森林組合の受け皿となってきた。生産森林組合には法人税、法人住民税等の税金が発生するが、認可地縁団体は、収益事業がないならば非課税となる点が大きいの（田中ほか, 2020）。従来、解散手続きは煩雑であったが、2017年の森林組合法の改正で、一旦解散という措置を取らずに、そのまま組織変更ができるようになり、手続き負担が軽減されている。

一方、生産森林組合は、私有林と比べると、まとまった面積を所有していることから、森林経営計画の策定などにおける団地化の観点から、有利となる可能性も指摘されている（枚田, 2009；佐藤, 2012；松下ほか, 2019）。優秀なリーダーを持つ生産森林組合では、SGEC森林認証を取得したり、地元商工会や企業と連携したりする先進的な事例も見られる（佐藤, 2012）。

以上のように、生産森林組合に関する研究は数多い。必ずしも否定的な論調だけでなく、現代の文脈における肯定的な評価を行ったものもある。しかし、先行研究では、少数事例の詳細な情報と、統計分析という、二つの方向性に別れる傾向があると言える。それゆえ、農林水産省が公表する森林組合一斉調査の統計資料よりも詳細な活動実態に関する情報を、一定量の事例とともに提示した研究は限られている。そのような情報は、より実態に即した今後の方針の検討を行うための基礎資料として重要と考え

*1 Ota, M.: Activities of production forestry cooperatives in Fukuoka prefecture, Japan

*2 九州工業大学教養教育院 Inst. Lib. Arts, Kyushu Inst. Tech., Kitakyushu 804-8550, Japan

る。

本稿では、福岡県を事例とし、生産森林組合の活動実態の量的把握に貢献することを目的とする。福岡県を選択した理由は、都市近郊から中山間地まで含み、事例の多様性が高いと予想したためである。

II. 調査方法

農林水産省（2018）によれば、2016年度時点での福岡県内の生産森林組合数は、52であった。これらの生産森林組合の連絡先を、福岡県庁の担当部署に照会したところ、個人情報保護の観点から、開示することは難しいとのことであった。国税庁法人番号公表サイトを用いることを勧められたため、このサイトを用い、「福岡県」を選択し、「生産森林組合」で検索したところ、2018年9月の時点で、56件の住所が検出された。解散ないし組織変更のデータが即座に反映されるものではないため、農林水産省（2018）の総数と異なっていた。これら56件に調査依頼書を送付し、回答があった11事例のデータを用いた。

9事例は対面インタビュー、1事例は電話、1事例は書面での回答で情報を取得した。質問内容は、組合の概況、活動の現状（財務状況、収入の有無など）、受けている補助金、解散ないし組織変更についての案・計画などを含んだ。調査は2018年10月から2019年5月の間に実施した。

この期間の調査に加え、後述の朝倉市のHから、2020年3月を以て認可地縁団体に組織変更したという連絡を、2020年10月末に受けたため、これについて再度聞き取り調査を行った。それゆえ、結果で提示する情報は、Hのみ2020年10月末時点のもの、それ以外は2018年10月から2019年5月時点のものである。

本調査では、福岡県内の生産森林組合の住所の完全な一覧を得ることができなかった。国税庁法人番号公表サイト上の情報には、法人設立時の住所をそのまま用いており、現実の住所と合致しておらず、宛名不明で返送されてくるものも多数あった。また、本調査の事例は、回答があり、把握が可能であったものである。それゆえ、ランダムサンプリングとは言えず、調査事例が福岡県を代表しているとは言えない。特に、ほぼ活動実態がないような組織に関する情報が取れていない可能性が高い。それゆえ、本研究の意義は、あくまで知見を拡張する、ということに留まる。

III. 結果

1. 事例の概況

表-1に示すように、AとBは北九州市、Cは福岡市、DとEは飯塚市、Fは古賀市、Gが福津市、HとIは朝倉市、Jは篠栗町、Kは岡垣町に位置している。Iは、2016年に解散し、認可地縁団体に組織変更していた。現在は区有林として管理している。Hは、2020年に認可地縁団体に組織変更し、同様に区有林として管理している。それぞれの位置の概況は、図-1の通りである。

9事例が入会林野近代化法（1966年）以降に設立されていた。所有面積は、7haから164haまで幅があり、平均値は65haであった。調査時の組合員数は、全て、100名を下回っていた。全ての事例で、生産森林組合設立時よりも、組合員数は減少して

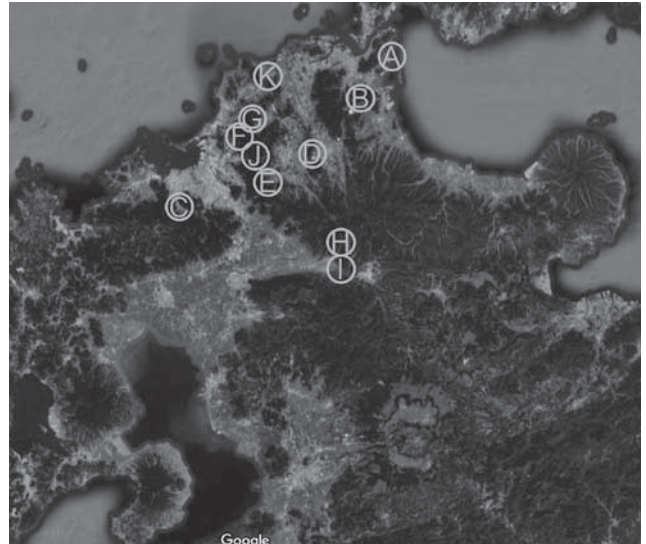


図-1. 調査対象11事例の位置

いた。

これらのうち、特に飯塚市のD、古賀市のF、および福津市のGは、大きな割合が保安林として指定されており、地域の環境や水源涵養に重要なものとのことであった。

2. 保育等の活動

過去2,3年に実施した保育等の活動については、表-2のとおりである。8つの事例で、自家労働力での作業を含んでいた。Aのように労務班を結成している場合や、BやHのように、作業の一部あるいは全てを役員が行っている場合もあった。作業に参加できない世帯から不足金を取っている事例も見られた。

また、4つの事例で、過去2,3年に、県や市からの補助金を得て、森林組合に委託して、間伐（利用間伐を含まない）や下刈りを行っていた。

総合すると、9の事例で、何らかの保育活動を実施していた。保育を行っていないなかった2事例のうち、Cは、現在、ほとんど休眠中で活動を行っていないとのことであった。Kは、10年ほど前まで保育活動を実施していたが、現在する必要がないとのことであった。

そのほか、豪雨被害からの修復・復旧活動など、保育以外の活動も確認された。特に、平成29年に大きな被害を受けた朝倉市のHでは、土砂の除去作業などを行っていた。

3. 収入および資産

表-3のように、3事例で、過去2,3年に、林業収入が確認された。うち、Fは利用間伐のみで、Jは、利用間伐に加え、主伐も行っていた。Hは、恒常的に、木材およびクスギ原木から収入を得ていた。

5つの事例で、非林業収入が確認された。これらは、いずれも、他の事業体への借地料であった（Aは採石場、Cは電柱、Dは看板、Eは採石場、Jは道路）。金額は様々であったが、多いものでは、企業に採石場として土地を貸している飯塚市のEでは、900万円以上といった非常に大きな収入を毎年得ているとのことであった。

BとKについては、収入もなく補助金も受けていない状態だが、過去に土地を売却した際のお金があり、それを切り崩し、税金を

表-1. 調査対象11事例の概況

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
自治体	北九州	北九州	福岡	飯塚	飯塚	古賀	福津	朝倉	朝倉	篠栗	岡垣
設立年	1965	1969	1978	1974	1975	1954	1975	1983	1986	1982	1984
所有面積 (ha)	164	36	7	51	61	131	49	72	27	93	20
組合員数 (調査時点)	72	90	50	32	56	23	60	2020年に 認可地縁 団体に組 織変更	2016年に 解散し、 認可地縁 団体に組 織変更	26	32

表-2. 調査対象11事例での過去2～3年における保育等の活動

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
自家労働 力での保 育作業	除伐, 下 刈り, 間 伐など (労務班)	下刈り (月1回, 役員のみ)	-	つる切り (年1回)	間伐 (年1回)	下刈り (年2回) 登山道整備 (年2回:市 からの受託)	-	下刈り (年1～2回) 作業道の整 備(役員 のみ)	根切り (年1～2回)	間伐, 下 刈りなど (年1回)	-
委託によ る保育作 業	-	間伐	-	下刈り	-	-	間伐	-	間伐	-	-
その他の 活動	豪雨災害 処理*	-	-	-	-	-	隣接する 自然公園 の散策路 の清掃	豪雨災害処 理**	-	-	現況把握 のため現 地の確認

* 平成30年7月豪雨による倒木の伐採作業, 松原保安林の下刈りなど

** 平成29年7月九州北部豪雨による被害への対応(土砂の除去など)

表-3. 調査対象11事例での過去2～3年における収入状況

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
林業収入	-	-	-	-	-	利用間伐	-	主伐, クヌギ原 木販売	-	主伐, 利用間伐	-
非林業収入	借地料	-	借地料	借地料	借地料	-	-	-	-	借地料	-

支払っているとのことであった。他方、非常に大きな資産を持っている事例も見受けられた。飯塚市のDは、過去に所有森林の範囲で緑地開発が行われた際に、土地を売って、億を超える金額を得た。地域内の神社や公民館の建て替えに、何千万という単位で金額を拠出したことがあるとのことであった。

4. 解散・組織変更の状況

Hは、2020年3月に、認可地縁団体に組織変更した。従来から役員の間では検討していたが、2019年度の総会において組合員で審議し、組織変更に踏み切ったとのことである。組織変更の理由としては、今後、財政的に破綻する可能性が高いということであった。朝倉市の中山間地に位置しており、年々、地域の人口および組合員は減少している。組合員が亡くなり、その子どもたちが地域外に転出しており、世帯がなくなる場合、一件35万円の出資金を返還していた。仮に10件世帯が減れば350万円を支払うことになり、今後、現金が枯渇するというのは明らかだった。また、税金(法人税および住民税)の負担も、毎年18万円ほどあり、要因の一つであった。先述のように、Hには恒常的に林業収入があり、2018年度の額は70万円程度であったが、組織変更という決断をしたということである。

組織変更後の森林管理については、大きな変更は想定していないということであった。区有林として管理し、区の役員の中に、山林担当者を選出する形となる。認可地縁団体になると、全ての住民が個人単位で総会に出席する関係者になるが、この地域は新戸者もほとんどおらず、実質的には、家単位で代表者を出すという形にする予定で、従来とあまり変わりはないのではないか、とのことであった。なお、所有山林については、登記名義人表示変更を行い、税金は発生しなかった。

Iも、2016年3月に解散し、認可地縁団体に移行していた。背景としては、林業の低迷、高齢化、後継者不足で経営意欲を喪失したためとのことであった。

Kは、解散・組織変更を長年検討している事例であった。2008年ごろから組合員で協議しており、解散について組合員でアンケートも実施した。しかし、一番の問題は、組合員は32名だが、地区の世帯は110ほどあることである。この状態で地縁団体化すると、森林管理上の負担のみを新戸者に押し付ける形になるのではないか、ということ、決断はせずに現在にいたっているとのことであった。

Ⅳ. 考察

本調査の事例の中では、多くの生産森林組合・認可地縁団体で、保育など、何らかの活動を実施していることが確認された。税負担や高齢化などの課題がありつつも、共有資源としての意識および実践は維持されていた。県や市からの補助金も活用されており、森林整備の主体として実態的に活動していた。また、河野ほか(2018)も指摘するように、認可地縁団体に移行しても、従来のように森林の管理は継続されていた。他方、先述したとおり、本調査の事例は、回答があり、把握が可能であったものであり、ほぼ実態的に活動していない団体も存在する点に留意しなければならない。

林業収入よりも、非林業収入(借地料)や、過去に土地などを売却して得た資産の重要性が明らかとなった。この点は、農林水産省の森林組合一斉調査の統計で、事業収入より事業外収入の金額が多くなっているという統計的な傾向や、福島(2013)や山下(2020)の報告とも合致している。非常に多額の収入を得ている、あるいは資産を持っている組合も存在し、非林業収入の有無での、二極化傾向が示唆された。

生産森林組合は林業のための協業体であるため、素材生産や林産物販売に焦点があてられる場合が多いが、非林業収入および土地売却による資産の重要性は、改めて確認されるべきと言える。このような収入・資産があることは、生産森林組合としての活動維持のインセンティブとなると考えられる。とはいえ、このような借地料や土地売却の場合、基本的に、組合としての経営活動の結果というよりも、立地や近隣の開発計画との関係など、偶然の要素が大きいと推察される。また、本稿の事例では、主体的に団地化や森林計画の策定を行っている事例はなく、非林業収入が多くあるからといって、生産森林組合が、林業経営体としてイニシアティブを発揮するわけではないことが示唆された。

収入がない場合でも、必ずしも解散ないし組織変更となるわけではないし、また、収入があっても解散ないし組織変更を選ぶ事例も見られた。例えばBでは、特に明確な収入はないものの、認可地縁団体への組織変更は考えていないとのことであった。FやGも収入はなかったが、水源涵養林としての重要性もあり、補助金を得て、かなり意識的に活動を維持していた。逆に、Hでは、毎年林業収入を得ていたが、村落人口の減少に伴う出資金の返還の観点から、生産森林組合の形態を終了していた。本調査で解散・組織変更を選択していたHとIは、ともに朝倉市に位置しており、中山間地で人口が減少している地域であった。

以上のように、わずか11事例であっても、生産森林組合・認可地縁団体の状況は、多様性に富んでいた。政策的な観点からは、各団体が、自分たちの状況に合わせて、主体的に選択を行えるような支援が望ましいと考えられる。とりわけ、林業経営体としての活動開始や、認可地縁団体への組織変更など、これまで経験のない変化をするにあたっては、行政からの各種の情報提供に加え、何らかの「伴走型」の支援も考慮する余地があると考えられる。

Ⅴ. 謝辞

調査に応じて下さった生産森林組合・認可地縁団体の方々に感謝いたします。

引用文献

- 江渕武彦(2013) 山陰研究 6 : 23-38
 福島万紀(2013) 村落と環境 9 : 19-25
 半田良一(1990) 林政学, 311 pp, 文永堂出版, 東京
 半田良一(2001) 林業経済 54 (11) : 1-13
 枚田邦宏(2009) 村落と環境 5 : 3-7
 川村誠(2020) 入会林野研究 40 : 67-77
 河野大志ほか(2018) 村落と環境 14 : 15-21
 木下美穂(2009) 村落と環境 5 : 13-16
 松下幸司ほか(2019) 入会林野研究 39 : 60-70
 農林水産省(2018) 森林組合一斉調査(平成28年度). URL: <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00501001&tstat=000001021541&cycle=8&year=20161&month=0&tclass1=000001032872&tclass2=000001113581> (2018年9月1日利用)
 林野庁(2019) 森林・林業統計要覧(2019年版), 262 pp, 日本森林林業振興会, 東京
 佐藤宣子(2012) 現代林業 553 : 14-19
 高尾徳次(2010) 村落と環境 6 : 29-35
 田中志穂ほか(2020) 村落と環境 16 : 17-26
 山下詠子(2011) 入会林野の変容と現代的意義, 272 pp, 東京大学出版会, 東京
 山下詠子(2014) 林業経済 67 (5) : 1-17
 山下詠子(2020) 林業経済研究 66 (3) : 26-39
 (2020年11月8日受付; 2020年12月17日受理)